

PAL

連合会だより



有馬川沿いの桜(兵庫県神戸市)

PALひろば
“共済”南北
今回は
兵庫県

主要項目

- 平成29年度 地方公務員共済組合の長期給付事業の概況
- 平成30年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況
- 年金払い退職給付に係る財政状況(平成29年度末)及び財政再計算結果について
- 平成31年度における地方公務員共済組合の事業運営について
- 平成31年度の年金額改定について





連合会だより

2019

No. 207

March

CONTENTS

主要項目

- 3 平成29年度 地方公務員共済組合の
長期給付事業の概況
総務部企画課
- 9 平成30年度第3四半期積立金の
管理及び運用実績の状況
資金運用部運用第一課
- 18 年金払い退職給付に係る財政状況
(平成29年度末)及び財政再計算結果について
年金業務部数理課
- 21 平成31年度における地方公務員共済組合の
事業運営について
総務省自治行政局公務員部福利課
- 30 平成31年度の年金額改定について
厚生労働省年金局年金課

宿泊施設の
紹介

- 34 瑞宝園
地方職員共済組合兵庫県支部

PALひろば
“共済”南北
166

- 35 有馬温泉の主な観光スポット
地方職員共済組合兵庫県支部

- 33 厚生年金制度等の日誌
厚生年金制度に関連した法律等の改正状況
公的年金制度に関連した会議等の開催状況
- 33 業務等の状況
会議開催状況／会議開催予定
- 33 人事異動

主要項目

平成29年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

【総務部企画課】

※数値は、「平成29年度 地方公務員共済組合等事業年報」に基づく。

1. 組合員数等

平成29年度末の組合員の総数は2,847,467人で(<表1-1>参照)、前年度に比べて7,460人増加(対前年度比0.3%増)しました。
また、標準報酬の月額総額は1兆1,814億円、前年度に比べて31億円減少(同0.3%減)し、標準期末手当等の総額は4兆5,651億円で、前年度に比べて568億円増加(同1.3%増)しました。
なお、組合員種類別の組合員数及び構成割合は<表1-2>に示すとおりです。

<表1-1> 組合別・男女別組合員数、標準報酬の月額の総額、標準期末手当等の総額(長期適用)

(単位:人、千円)

	組合員数					標準報酬の月額 の総額	標準期末手当 等の総額
	男	女	計	平成28年度末計	対前年度増減		
地方職員	196,835	115,420	312,255	310,117	2,138	131,730,280	501,218,613
(団体共済部)	6,782	6,158	12,940	12,804	136	5,140,846	18,758,095
公立学校	457,694	484,761	942,455	943,765	▲1,310	399,766,916	1,632,182,946
警察	258,458	38,767	297,225	296,147	1,078	136,648,228	449,283,715
東京都	73,880	48,754	122,634	121,337	1,297	54,015,242	210,823,278
市町村連合会	727,315	445,583	1,172,898	1,168,641	4,257	459,205,740	1,771,572,217
合計	1,714,182	1,133,285	2,847,467	2,840,007	7,460	1,181,366,406	4,565,080,769

(注1:団体共済部は、地方職員の内数です。(以下、本稿において同じ。))

(注2:端数処理の関係で、内訳の計と合計値が一致しないところがあります。(以下、本稿において同じ。))

<表1-2> 組合員種類別の組合員数及び構成割合

(単位:人、%)

	男	女	計	構成割合
一般組合員	1,324,698	1,099,136	2,423,834	85.1
地方公共団体の長である組合員	1,754	29	1,783	0.1
特定消防組合員	147,526	4,174	151,700	5.3
長期組合員	6,854	6,160	13,014	0.5
特定消防長期組合員	—	—	—	—
船員一般組合員	1,815	12	1,827	0.1
継続長期組合員	1,017	62	1,079	0.0
特定警察組合員	230,518	23,712	254,230	8.9
特例継続組合員	—	—	—	—
合計	1,714,182	1,133,285	2,847,467	100.0

2. 長期給付に係る経理等の収支状況

平成29年度末の各組合の厚生年金保険経理並びに連合会の厚生年金保険調整経理、厚生年金拠出金経理及び基礎年金拠出金経理を合わせた収支状況は、<表2-1>に示すとおり、収入総額9兆962億円、支出総額8兆3,619億円で、その収支差は7,343億円となります。

この結果、厚生年金保険給付に充てるべき積立金は18兆7,161億円となりました。

また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-2>に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は3兆8,065億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-1> 厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分		平成 29 年度決算
収 入	負担金	2,794,536,186
	組合員保険料	1,637,753,673
	厚生年金交付金	3,404,192,954
	基礎年金交付金	104,482,772
	財政調整拠出金受入金	80,316,779
	利息及び配当金	1,502,556
	信託の運用益	785,971,279
	その他	287,433,187
合 計	9,096,189,387	
支 出	年金給付額	3,806,462,401
	厚生年金拠出金	3,133,099,527
	基礎年金拠出金	1,393,365,082
	財政調整拠出金	—
	信託の運用損	21,092
	その他	28,910,629
	合 計	8,361,858,730
収 支 差		734,330,656
積立金	組合勘定	8,976,661,886
	連合会勘定	9,739,410,452
	合 計	18,716,072,338

(注1:「厚生年金拠出金(負担金)」・「厚生年金交付金(支払金)」・「基礎年金拠出金(負担金)」・「基礎年金交付金(支払金)」については、地方公務員共済組合全体では二重計上となるため、調整の上、集計しています。(＜表2-2＞において同じ。))

(注2: 収入には「組合払込金」を含みます、支出には「連合会払込金」を含みません。(＜表2-2＞において同じ。)
なお、それぞれの額は、「組合払込金」が818億円、「連合会払込金」が818億円となっています。)

主要項目

平成29年度
地方公務員共済組合の長期給付事業の概況

<表2-2> 組合別厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

組合名	項目	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員		918,510,180	922,008,382	▲ 3,498,201	195,530,517
(団体共済部)		30,880,277	30,425,556	454,721	81,347,176
公立学校		2,970,365,475	2,858,854,462	111,511,013	2,153,273,902
警 察		858,860,292	790,873,545	67,986,747	1,287,937,030
東京都		428,946,888	413,173,475	15,773,414	274,428,159
市町村連合会		3,419,467,039	3,210,289,663	209,177,376	5,065,492,278
地共済連合会		500,039,512	166,659,203	333,380,309	9,739,410,452
合 計		9,096,189,387	8,361,858,730	734,330,656	18,716,072,338

平成29年度末の各組合の退職等年金経理並びに連合会の退職等年金給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-3>に示すとおり、収入総額2,784億円、支出総額22億円で、その収支差は2,762億円となります。

この結果、退職等年金給付に充てるべき積立金は6,872億円となりました。

また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-4>に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は2億6,595万円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-3> 退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分		平成 29 年度決算
収 入	負担金	137,727,633
	掛 金	137,657,399
	財政調整拠出金受入金	—
	利息及び配当金	1,052,460
	信託の運用益	1,966,828
	その他	19,974
	合 計	278,424,294
支 出	年金給付額	265,946
	財政調整拠出金	—
	信託の運用損	—
	その他	1,983,172
合 計	2,249,117	
収 支 差		276,175,176
積立金	組合勘定	653,572,969
	連合会勘定	33,594,853
	合 計	687,167,822

(注:収入には「組合払込金」を含みます、支出には「連合会払込金」を含みません。(＜表2-4＞において同じ。)
なお、それぞれの額は、「組合払込金」が138億円、「連合会払込金」が138億円となっています。)

<表2-4> 組合別退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

組合名	項目	収入①	支出②	差引①-②	年度末積立金
地方職員		31,500,640	215,855	31,284,785	73,297,967
(団体共済部)		1,198,857	14,001	1,184,856	2,663,929
公立学校		94,214,308	542,887	93,671,421	222,492,126
警察		31,871,908	196,700	31,675,208	74,589,789
東京都		12,800,692	190,340	12,610,352	29,818,830
市町村連合会		107,948,676	912,846	107,035,830	253,374,257
地共済連合会		88,071	190,489	▲102,418	33,594,853
合計		278,424,294	2,249,117	276,175,176	687,167,822

平成29年度末の各組合の経過的長期経理及び連合会の経過的長期給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-5>に示すとおり、収入総額9,259億円、支出総額8,845億円で、その収支差は414億円となります。

この結果、経過的長期給付に充てるべき積立金は18兆8,419億円となりました。

また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-6>に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は5,305億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-5> 経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区分		平成29年度決算
収入	負担金	60,237,484
	基礎年金交付金(連合会交付金)	116,493
	利息及び配当金	10,354,670
	信託の運用益	832,519,500
	その他	22,660,495
	合計	925,888,643
支出	年金給付額	530,506,173
	信託の運用損	1
	その他	353,970,150
	合計	884,476,325
収支差		41,412,318
積立金	組合勘定	8,713,007,659
	連合会勘定	10,128,844,468
	合計	18,841,852,127

<表2-6> 組合別経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

組合名	項目	収入①	支出②	差引①-②	年度末積立金
地方職員		13,858,436	87,633,761	▲73,775,325	102,907,591
(団体共済部)		1,624,501	2,716,436	▲1,091,935	84,468,108
公立学校		117,433,582	322,719,081	▲205,285,499	2,198,943,492
警察		63,238,896	68,942,778	▲5,703,882	1,226,323,464
東京都		19,918,621	36,084,812	▲16,166,191	228,704,868
市町村連合会		280,007,318	300,554,284	▲20,546,966	4,956,128,244
地共済連合会		431,431,790	68,541,609	362,890,181	10,128,844,468
合計		925,888,643	884,476,325	41,412,318	18,841,852,127

主要項目

平成29年度
地方公務員共済組合の長期給付事業の概況

<表2-7> 年金給付支給状況(全体)

(単位:件、千円)

	支給件数 (平成29年度決算)	支給額 (平成29年度決算)
厚生年金保険給付	2,276,823	384,418,824
高齢厚生年金	2,121,207	359,435,561
65歳以上	1,410,895	267,849,037
65歳未満	709,890	91,538,288
繰上げ支給	422	48,236
障害厚生年金	15,440	3,057,694
障害手当金	8	17,100
遺族厚生年金	140,156	21,897,054
脱退一時金	12	11,415
退職等年金給付	68,546	265,945
退職年金	64,075	28,205
終身	37,415	13,444
有期(240月)	15,341	6,074
有期(120月)	11,319	8,687
有期退職年金一時金	1,394	82,962
整理退職一時金	—	—
遺族に対する一時金	3,058	151,071
公務障害年金	—	—
公務遺族年金	19	3,707
退職共済年金	13,022,308	2,751,702,227
既裁定	11,035,806	2,681,594,582
65歳以上	9,081,802	2,288,436,088
65歳未満	1,710,353	338,768,689
繰上げ支給	243,651	54,389,805
職域	1,986,290	70,084,176
65歳以上	1,360,542	48,838,554
65歳未満	625,327	21,237,220
繰上げ支給	421	8,402
追加費用	212	23,469
65歳以上	212	23,469
65歳未満	—	—
繰上げ支給	—	—
退職年金	864,493	325,624,350
減額退職年金	73,823	18,650,743
通算退職年金	44,093	4,916,492
退職一時金	—	—
脱退一時金	2	8,124
返還一時金	5	5,021
障害共済年金	162,960	27,946,621
既裁定	154,375	27,647,823
公務等	4,242	1,462,005
公務外	150,133	26,185,818
職域	8,585	298,798
公務等	42	9,531
公務外	8,543	289,267
追加費用	—	—
障害年金	23,570	7,291,606
公務上	988	510,783
公務外	22,582	6,780,822
障害一時金	14	38,214
遺族共済年金	4,046,936	755,725,724
既裁定	3,127,276	697,673,713
公務等	10,573	1,990,133
公務外	3,116,703	695,683,580
職域	358,544	6,737,407
公務等	39	1,047
公務外	358,505	6,736,360
追加費用	561,116	51,314,604
遺族年金	285,883	60,442,771
公務上	8,210	2,032,694
公務外	277,673	58,410,077
通算遺族年金	4,324	197,858
特例死亡一時金	—	—
死亡一時金	—	—
短期在留脱退一時金	—	—
合計	20,873,780	4,337,234,520

主要項目

平成29年度
地方公務員共済組合の長期給付事業の概況

3. 受給権者数及び年金額

平成29年度末の受給権者(在職停止、若年停止、供給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。)は、総数3,699,207人(対前年度比9.6%増)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員419,503人(同7.3%増)、公立学校1,239,590人(同9.9%増)、警察301,192人(同9.1%増)、東京都186,443人(同8.0%増)、市町村連合会1,552,479人(同10.2%増)で、年金種類別受給権者数、構成割合は<表3-1>のとおりです。

<表3-1> 組合別年金種類別受給権者数

(単位:人、%)

区 分	地方職員		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成割合
		(団体共済部)						
厚生年金保険給付	53,166	3,365	170,714	50,760	25,644	242,559	542,843	14.7
老齢厚生年金	48,623	3,084	160,987	47,394	23,736	223,900	504,640	13.6
65歳以上	33,020	1,931	97,162	25,194	15,285	142,959	313,620	8.5
65歳未満	15,600	1,153	63,812	22,152	8,451	80,924	190,939	5.2
繰上げ支給	3	—	13	48	—	17	81	0.0
障害厚生年金	373	17	1,418	439	161	1,266	3,657	0.1
障害手当金	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族厚生年金	4,170	264	8,309	2,927	1,747	17,393	34,546	0.9
脱退一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
退職等年金給付	2,183	251	5,794	318	432	5,821	14,548	0.4
退職年金	2,179	251	5,793	315	432	5,818	14,537	0.4
終 身	1,091	101	3,176	198	220	3,280	7,965	0.2
10年以上	198	46	90	—	3	187	478	0.0
10年未満	893	55	3,086	198	217	3,100	7,487	0.2
小 計	1,289	147	3,266	198	223	3,467	8,443	0.2
有期(240月)	415	17	981	33	68	1,839	3,336	0.1
10年以上	50	3	14	—	—	87	151	0.0
10年未満	365	14	967	33	68	1,752	3,185	0.1
小 計	465	20	995	33	68	1,926	3,487	0.1
有期(120月)	354	58	1,493	84	140	397	2,468	0.1
10年以上	71	26	39	—	1	28	139	0.0
10年未満	283	32	1,454	84	139	369	2,329	0.1
小 計	425	84	1,532	84	141	425	2,607	0.1
有期退職年金一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
整理退職一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族に対する一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
公務障害年金	—	—	—	—	—	—	—	—
公務遺族年金	4	—	1	3	—	3	11	0.0
退職共済年金	242,625	12,240	724,444	169,971	118,825	963,650	2,219,515	60.0
既裁定	196,293	9,426	569,310	126,694	96,058	749,383	1,737,738	47.0
65歳以上	153,939	5,524	435,249	91,788	76,436	542,842	1,300,254	35.1
20年以上	21,068	2,681	43,121	10,072	9,410	101,468	185,139	5.0
20年未満	3,395	72	18,188	2,509	701	15,637	40,430	1.1
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	178,402	8,277	496,558	104,369	86,547	659,947	1,525,823	41.2
65歳未満	14,036	618	59,340	20,060	7,554	71,677	172,667	4.7
20年以上	3,855	531	13,411	2,251	1,957	17,755	39,229	1.1
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	17,891	1,149	72,752	22,325	9,511	89,436	211,915	5.7
職 域	46,319	2,814	155,126	43,276	22,762	214,221	481,704	13.0
65歳以上	26,239	1,072	80,169	21,400	11,734	113,218	252,760	6.8
20年以上	5,737	712	15,289	3,203	3,313	25,834	53,376	1.4
20年未満	3	—	13	48	—	17	81	0.0
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	31,979	1,784	95,471	24,651	15,047	139,069	306,217	8.3
65歳未満	11,385	589	48,289	16,866	5,766	59,648	141,954	3.8
20年以上	2,955	441	11,366	1,759	1,949	15,504	33,533	0.9
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	14,340	1,030	59,655	18,625	7,715	75,152	175,487	4.7
追加費用	13	—	8	1	5	46	73	0.0
65歳以上	10	—	1	—	—	—	11	0.0
20年以上	3	—	7	1	5	46	62	0.0
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	13	—	8	1	5	46	73	0.0
65歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—
20年以上	—	—	—	—	—	—	—	—
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
障害共済年金	5,143	272	17,615	4,072	1,935	19,466	48,231	1.3
既裁定	4,813	260	16,335	3,686	1,787	18,344	44,965	1.2
公務等	83	4	249	211	28	298	869	0.0
公務外	4,730	256	16,086	3,475	1,759	18,046	44,096	1.2
職 域	330	12	1,280	386	148	1,122	3,266	0.1
公務等	1	—	6	7	1	14	29	0.0
公務外	329	12	1,274	379	147	1,108	3,237	0.1
追加費用	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族共済年金	91,963	3,121	217,890	61,026	32,292	255,783	658,954	17.8
既裁定	74,128	2,598	173,442	49,285	26,001	205,832	528,688	14.3
公務等	180	1	320	380	53	869	1,802	0.0
公務外	73,948	2,597	173,122	48,905	25,948	204,963	526,886	14.2
職 域	11,023	395	26,415	7,366	4,028	33,751	82,583	2.2
公務等	—	—	2	3	—	2	7	0.0
公務外	11,023	395	26,413	7,363	4,028	33,749	82,576	2.2
追加費用	6,812	128	18,033	4,375	2,263	16,200	47,683	1.3
共済年金計	339,731	15,633	959,949	235,069	153,052	1,238,899	2,926,700	79.1
退職年金	13,689	155	76,601	9,417	4,083	34,115	137,905	3.7
減額退職年金	1,489	47	5,488	321	312	4,409	12,019	0.3
通算退職年金	430	106	1,134	68	240	4,791	6,663	0.2
障害年金	532	12	2,513	205	174	1,854	5,278	0.1
公務上	25	—	67	32	6	73	203	0.0
公務外	507	12	2,446	173	168	1,781	5,075	0.1
遺族年金	8,167	126	17,334	5,028	2,493	19,565	52,587	1.4
公務上	220	2	310	324	57	529	1,440	0.0
公務外	7,947	124	17,024	4,704	2,436	19,036	51,147	1.4
通算遺族年金	116	55	63	6	13	466	664	0.0
旧年金計	24,423	501	103,133	15,045	7,315	65,200	215,116	5.8
合 計	419,503	19,750	1,239,590	301,192	186,443	1,552,479	3,699,207	100.0

(注:在職停止、若年停止、供給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。)

平成29年度末の年金額(在職停止、若年停止、供給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含みます。)は、総額4兆7,215億円(対前年度比0.2%増)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員5,502億円(同1.0%減)、公立学校1兆7,656億円(同0.2%増)、警察4,099億円(同0.04%増)、東京都2,307億円(同0.6%減)、市町村連合会1兆7,651億円(同0.8%増)で、年金種類別年金額、構成割合は<表3-2>のとおりです。

<表3-2> 組合別年金額種類別年金額

(単位:千円、%)

区分	地方職員		公立学校	警察	東京都	市町村連合会	合計	構成割合
	団体共済部							
厚生年金保険給付	60,010,288	2,646,703	199,121,623	63,299,661	27,119,218	258,663,812	608,214,601	12.9
高齢厚生年金	55,051,744	2,465,536	187,770,096	59,502,770	25,054,508	239,770,450	567,149,569	12.0
65歳以上	39,595,006	1,640,582	120,320,910	35,599,997	17,131,845	161,965,693	374,613,451	7.9
65歳未満	15,455,924	824,954	67,441,324	23,861,437	7,922,663	77,798,248	192,479,597	4.1
繰上げ支給	814	—	7,862	41,335	—	6,509	56,520	0.0
障害厚生年金	339,798	14,770	1,461,698	449,253	142,310	1,135,816	3,528,874	0.1
障害手当金	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族厚生年金	4,618,746	166,397	9,889,828	3,347,639	1,922,399	17,757,546	37,536,158	0.8
脱退一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
退職等年金給付	6,407	620	14,350	1,805	1,356	17,434	41,353	0.0
退職年金	4,859	620	13,757	613	1,356	16,269	36,854	0.0
終身	2,140	216	5,576	285	480	8,544	17,025	0.0
10年以上	207	40	95	—	4	307	613	0.0
10年未満	2,346	256	5,672	285	484	8,851	17,638	0.0
小計	825	47	2,100	57	163	4,716	7,861	0.0
有期(240月)	44	4	14	—	—	119	177	0.0
10年以上	869	50	2,113	57	163	4,836	8,038	0.0
10年未満	1,496	270	5,863	270	704	2,477	10,810	0.0
小計	148	43	109	—	6	106	369	0.0
有期(120月)	1,644	313	5,972	270	710	2,583	11,179	0.0
有期退職年金一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
整理退職一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族に対する一時金	—	—	—	—	—	—	—	—
公務障害年金	—	—	—	—	—	—	—	—
公務遺族年金	1,548	—	594	1,192	—	1,165	4,499	0.0
退職共済年金	313,226,114	11,459,695	979,304,260	226,192,299	145,825,337	1,072,877,489	2,737,425,499	58.0
既裁定	303,319,944	11,030,191	944,257,788	215,569,535	141,244,122	1,029,505,088	2,633,896,477	55.8
65歳以上	270,300,866	9,171,304	807,577,292	169,292,447	124,906,417	864,430,941	2,236,507,964	47.4
20年以上	5,371,330	745,799	11,324,241	2,131,232	2,555,560	29,489,937	50,872,300	1.1
20年未満	4,790,711	98,199	25,752,815	3,598,406	920,063	20,444,439	55,506,434	1.2
繰上げ支給	280,462,907	10,015,301	844,654,348	175,022,086	128,382,040	914,365,317	2,342,886,698	49.6
小計	22,080,855	922,778	96,912,824	40,092,432	12,491,021	111,464,527	283,041,658	6.0
65歳未満	776,182	92,111	2,689,906	435,107	371,062	3,671,648	7,943,905	0.2
20年以上	—	—	709	19,910	—	3,596	24,215	0.0
20年未満	22,857,037	1,014,889	99,603,440	40,547,449	12,862,082	115,139,770	291,009,779	6.2
繰上げ支給	9,890,237	429,504	35,042,491	10,622,603	4,580,254	43,364,350	103,499,935	2.2
小計	6,847,314	265,644	21,739,411	6,036,794	3,026,510	28,034,828	65,684,857	1.4
職域	113,865	12,560	319,362	78,142	62,666	532,750	1,106,785	0.0
65歳以上	155	—	1,597	6,624	—	1,242	9,618	0.0
20年以上	6,961,334	278,204	22,060,370	6,121,560	3,089,176	28,568,820	66,801,260	1.4
20年未満	2,875,253	143,713	12,790,503	4,469,706	1,459,254	14,519,323	36,114,039	0.8
繰上げ支給	53,649	7,588	191,618	31,337	31,824	276,207	584,637	0.0
小計	2,928,902	151,300	12,982,121	4,501,043	1,491,078	14,795,530	36,698,675	0.8
追加費用	15,933	—	3,981	161	961	8,051	29,087	0.0
65歳以上	15,646	—	1,482	—	—	—	17,128	0.0
20年以上	287	—	2,499	161	961	8,051	11,959	0.0
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	15,933	—	3,981	161	961	8,051	29,087	0.0
65歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—
20年以上	—	—	—	—	—	—	—	—
20年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
繰上げ支給	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—
障害共済年金	5,301,945	275,437	19,635,398	4,784,985	1,886,907	19,754,200	51,363,435	1.1
既裁定	5,249,438	273,779	19,390,597	4,703,658	1,861,965	19,547,048	50,752,707	1.1
公務等	226,324	6,645	687,631	601,237	87,076	889,037	2,491,305	0.1
公務外	5,023,114	267,134	18,702,966	4,102,422	1,774,889	18,658,011	48,261,402	1.0
職域	52,507	1,658	244,801	81,327	24,942	207,152	610,728	0.0
公務等	1,505	—	8,738	12,384	1,619	30,428	54,674	0.0
公務外	51,002	1,658	236,063	68,943	23,323	176,723	556,054	0.0
追加費用	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族共済年金	122,185,039	2,266,670	322,659,618	83,683,746	41,953,863	302,446,671	872,928,937	18.5
既裁定	110,275,477	2,049,431	289,055,586	75,842,758	38,024,263	274,577,120	787,775,204	16.7
公務等	293,741	1,161	528,284	642,693	86,517	1,370,169	2,921,404	0.1
公務外	109,981,736	2,048,270	288,527,302	75,200,065	37,937,746	273,206,950	784,853,800	16.6
職域	1,273,975	36,911	3,373,145	947,742	490,044	4,057,250	10,142,156	0.2
公務等	—	—	1,017	1,695	—	1,115	3,827	0.0
公務外	1,273,975	36,911	3,372,128	946,047	490,044	4,056,136	10,138,330	0.2
追加費用	10,635,587	180,328	30,230,887	6,893,246	3,439,556	23,812,301	75,011,577	1.6
共済年金計	440,713,098	14,001,802	1,321,599,277	314,661,030	189,666,106	1,395,078,359	3,661,717,871	77.6
退職年金	35,349,386	287,214	204,599,032	24,038,551	9,787,096	74,837,521	348,611,586	7.4
減額退職年金	2,405,639	67,842	10,951,378	474,280	538,133	7,408,401	21,777,832	0.5
通算退職年金	356,160	43,578	986,901	68,467	267,811	3,507,223	5,186,563	0.1
障害年金	1,009,404	19,445	4,833,473	406,973	284,457	3,045,904	9,580,212	0.2
公務上	76,398	—	230,119	113,014	17,369	247,686	684,586	0.0
公務外	933,006	19,445	4,603,354	293,959	267,088	2,798,219	8,895,626	0.2
遺族年金	10,321,894	113,170	23,458,021	6,988,795	3,072,806	22,362,616	66,204,131	1.4
公務上	439,184	3,188	660,953	700,432	113,745	1,029,640	2,943,954	0.1
公務外	9,882,710	109,983	22,797,068	6,288,363	2,959,061	21,332,976	63,260,177	1.3
通算遺族年金	29,706	9,048	22,839	2,915	6,248	136,245	197,953	0.0
旧年金計	49,472,190	540,297	244,851,645	31,979,981	13,956,550	111,297,910	451,558,277	9.6
合計	550,201,984	17,189,421	1,765,586,895	409,942,477	230,743,231	1,765,057,516	4,721,532,102	100.0

(注:在職停止、若年停止、供給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含みます。)

主要項目

平成29年度
地方公務員共済組合の長期給付事業の概況

平成30年度第3四半期積立金の 管理及び運用実績の状況

【資金運用部運用第一課】

ご紹介

平成30年度第3四半期における連合会の積立金の管理及び運用実績の状況と地方公務員共済全体の積立金の管理及び運用実績の状況について主な内容を掲載します。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「資金運用状況」「平成30年度」「各四半期 管理及び運用実績の状況」をご覧ください。 <http://www.chikyoren.or.jp/sikin/joukyo.html>)

なお、年金積立金は長期的な運用を行うものですので、その運用状況も長期的に判断することが必要です。また、総合収益額は、第3四半期末時点での時価に基づく評価であるため、評価損益を含んでおり、市場の動向によって変動するものであることにご留意ください。

主要項目

◆ 市場環境 【各市場の動き(平成30年10月～平成30年12月)】

国内債券

10年国債利回りは低下(債券価格は上昇)しました。10月前半に米金利の大幅上昇を受けて0.15%台に上昇しましたが、世界的な株安を背景にリスク回避姿勢が強まると低下に転じ、年末には0.00%をつけました。

国内株式

国内株式は大幅下落しました。10月前半に円安による業績改善期待の高まりや米中貿易摩擦懸念の緩和から日経平均株価は一時24,448円まで上昇しました。その後、米中貿易摩擦懸念の再燃や米株安、世界景気減速懸念が強まったことなどをを受けて下落し、年末には一時19,000円割れとなるなど大きく下落しました。

外国債券

米国10年国債利回りは低下(債券価格は上昇)しました。10月前半に米中貿易摩擦懸念の緩和や良好な米経済指標などを受け3.25%台まで上昇しました。その後、米中貿易摩擦懸念の再燃や米株安などから低下に転じ、世界景気減速懸念が強まったことなども受け、年末にかけて2.6%台に低下しました。ドイツ10年国債利回りは、米金利低下や世界景気減速懸念が強まったことなどから低下しました。

外国株式

米国株式は大幅下落しました。10月前半にNAFTA再交渉合意や米中貿易摩擦懸念の緩和などが好感されNYダウは史上最高値を更新したものの、米中貿易摩擦懸念の再燃や米金利上昇などを受け下落に転じました。その後、世界景気減速懸念やFRBの利上げ継続姿勢などから下落を続け、年末にかけて22,000ドル割れするなど大きく下落しました。ドイツ株式は、米株安や欧州景気減速懸念などから下落しました。

外国為替

ドル/円は円高となりました。10月前半に良好な米経済指標などを受け114円台に上昇したものの、その後は世界的な株安や世界景気減速懸念でリスク回避姿勢が強まり110円割れまで円高が進みました。ユーロ/円はリスク回避姿勢が強まったことから円高となりました。

【ベンチマーク収益率】

【参考指標】

	平成30年10月 ～平成30年12月		平成30年 9月末	平成30年 10月末	平成30年 11月末	平成30年 12月末
国内債券 NOMURA-BPI総合	1.36%	国内債券 (10年国債利回り) (%)	0.13	0.12	0.09	0.00
国内株式 TOPIX(配当込み)	-17.60%	国内株式 (TOPIX配当なし)(ポイント)	1,817.25	1,611.46	1,667.45	1,494.09
		国内株式 (日経平均株価) (円)	24,120.04	21,457.29	22,351.06	20,014.77
外国債券 FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし円ベース)	-2.49%	外国債券 (米国10年国債利回り) (%)	3.06	3.12	2.99	2.68
		外国債券 (ドイツ10年国債利回り) (%)	0.47	0.37	0.31	0.24
外国株式 MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み)	-15.50%	外国株式 (NYダウ) (ドル)	26,458.31	24,874.64	25,538.46	23,327.46
		外国株式 (ドイツDAX) (ポイント)	12,246.73	11,287.39	11,257.24	10,558.96
		外国為替 (ドル/円) (円)	113.60	112.76	113.55	109.75
		外国為替 (ユーロ/円) (円)	131.92	128.12	128.57	125.53

平成30年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況

◆ 連合会における平成30年度第3四半期の運用実績(概要)

① 厚生年金保険給付調整積立金

運用利回り	▲8.84% (時価)	+0.42% (簿価)
運用収益額	▲1兆378億円 (時価)	+420億円 (簿価)
運用資産残高	10兆6,908億円 (時価)	

② 経過的長期給付調整積立金

運用利回り	▲8.98% (時価)	+0.43% (簿価)
運用収益額	▲1兆994億円 (時価)	+442億円 (簿価)
運用資産残高	11兆1,379億円 (時価)	

③ 退職等年金給付調整積立金

運用利回り	+0.10% (簿価)
運用収益額	+0.38億円 (簿価)
運用資産残高	410億円 (簿価)

(注)特に記載のない場合は、収益率(時価)は時間加重収益率¹のことをいいます。(以下、同様)

¹ 時間加重収益率

時間加重収益率は、運用機関の意思によってコントロールできない運用元本等の流出入の影響を排除して、時価に基づいて計算した収益率です。このため、運用機関の運用能力を評価するのに適した収益率の計算方法となっています。

◆ 連合会の資金運用の状況(詳細)

1. 厚生年金保険給付調整積立金の運用状況

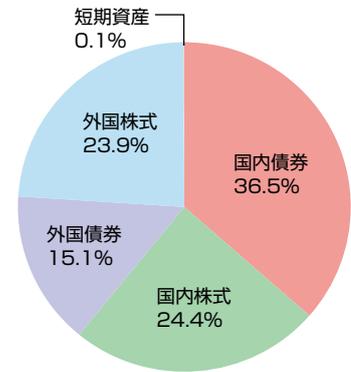
(1) 資産の構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響などにより、国内債券が33.6%から36.5%に上昇、国内株式が26.9%から24.4%に低下、外国債券が14.1%から15.1%に上昇、外国株式が24.9%から23.9%に低下、短期資産が0.4%から0.1%に低下となりました。

(単位:%)

第3四半期末 運用資産別の構成割合

	平成29年度 年度末	平成30年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	35.9	35.1	33.6	36.5
国内株式	27.3	26.3	26.9	24.4
外国債券	14.2	14.4	14.1	15.1
外国株式	21.9	24.0	24.9	23.9
短期資産	0.7	0.2	0.4	0.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0



- (注1) 基本ポートフォリオは、国内債券35%(±15%)、国内株式25%(±14%)、外国債券15%(±6%)、外国株式25%(±12%)です(括弧内は、許容乖離幅)。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4) オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は0.5%(上限5%)です。
 (注5) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

収益率(時価)は、内外株式市場の下落等により▲8.84%となりました。

資産別の収益率(時価)については、国内債券は1.02%、国内株式は▲17.95%、外国債券は▲2.53%、外国株式は▲15.77%となりました。

(3) 運用収益の額

総合収益額(時価)²⁾は、▲1兆378億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)は、国内債券は398億円、国内株式は▲5,681億円、外国債券は▲420億円、外国株式は▲4,675億円となりました。

(4) 資産の額

運用資産額(時価)は、10兆6,908億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度 年度末			平成30年度								
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	39,207	40,342	1,135	38,776	39,912	1,137	38,821	39,550	729	37,914	38,985	1,071
国内株式	23,721	30,642	6,921	23,309	29,893	6,584	23,512	31,675	8,163	23,936	26,096	2,160
外国債券	16,247	15,976	▲271	16,390	16,304	▲86	16,527	16,609	83	16,613	16,190	▲423
外国株式	17,480	24,545	7,065	19,244	27,307	8,063	19,509	29,221	9,711	20,649	25,546	4,897
短期資産	740	740	0	186	186	0	499	499	0	92	92	0
合計	97,394	112,246	14,851	97,905	113,602	15,697	98,868	117,554	18,686	99,202	106,908	7,705

- (注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

2 総合収益額

実現収益額に加え資産の時価評価による評価損益を加味することにより、時価に基づく収益把握を行ったものです。

(計算式) 総合収益額 = 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)

2. 経過的長期給付調整積立金の運用状況

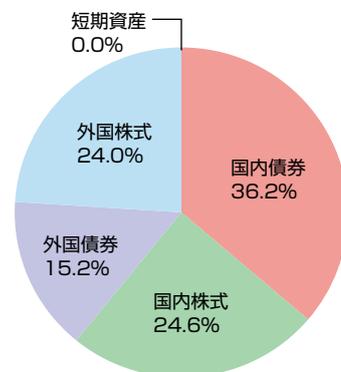
(1) 資産の構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響などにより、国内債券が33.7%から36.2%に上昇、国内株式が27.2%から24.6%に低下、外国債券が14.1%から15.2%に上昇、外国株式が25.0%から24.0%に低下となりました。

(単位:%)

	平成29年度 年度末	平成30年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	36.2	35.1	33.7	36.2
国内株式	27.5	26.5	27.2	24.6
外国債券	14.3	14.4	14.1	15.2
外国株式	21.9	24.1	25.0	24.0
短期資産	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



- (注1) 基本ポートフォリオは、国内債券35%(±15%)、国内株式25%(±14%)、外国債券15%(±6%)、外国株式25%(±12%)です(括弧内は、許容乖離幅)。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4) 団体生存保険については、国内債券に含めています。
 (注5) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

収益率(時価)は、内外株式市場の下落等により▲8.98%となりました。

資産別の収益率(時価)については、国内債券は0.73%、国内株式は▲17.94%、外国債券は▲2.52%、外国株式は▲15.75%となりました。

(3) 運用収益の額

総合収益額(時価)は、▲1兆994億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は295億円、国内株式は▲5,964億円、外国債券は▲437億円、外国株式は▲4,888億円となりました。

(4) 資産の額

運用資産額(時価)は、11兆1,379億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度 年度末			平成30年度								
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	41,388	42,364	976	40,593	41,600	1,006	40,625	41,335	710	39,406	40,374	968
国内株式	24,768	32,151	7,383	24,353	31,408	7,054	24,547	33,267	8,720	24,989	27,403	2,414
外国債券	16,993	16,738	▲255	17,135	17,063	▲73	17,221	17,321	100	17,312	16,884	▲428
外国株式	18,134	25,660	7,526	20,009	28,580	8,571	20,284	30,585	10,301	21,462	26,717	5,255
短期資産	6	6	0	6	6	0	8	8	0	0	0	0
合計	101,288	116,919	15,630	102,097	118,656	16,559	102,686	122,516	19,830	103,169	111,379	8,210

- (注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注3) 団体生存保険については、国内債券に含めています。
 (注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3. 退職等年金給付調整積立金の運用状況

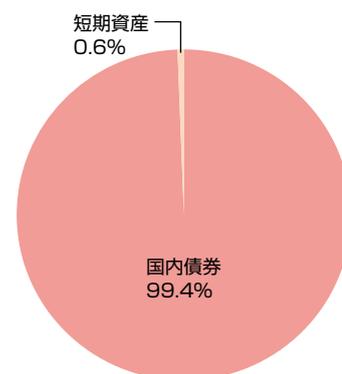
(1) 資産の構成割合

資産構成割合は以下のとおりです。

(単位:%)

	平成29年度 年度末	平成30年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	97.4	100.0	99.8	99.4
短期資産	2.6	0.0	0.2	0.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオは、国内債券100%です。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.10%となりました。

(注) 退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。(以下、同様)

(3) 運用収益の額

実現収益額(簿価)は、0.38億円となりました。

(4) 資産の額

運用資産額(簿価)は、410億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度 年度末			平成30年度								
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	327	327	0	336	337	1	357	354	▲3	408	412	4
短期資産	9	9	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0
合計	336	336	0	336	337	1	357	354	▲3	410	415	4

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。
 (注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

◆ 地共済における平成30年度第3四半期の運用実績(概要)

① 厚生年金保険給付積立金

運用利回り	▲8.49% (時価)	+0.50% (簿価)
運用収益額	▲1兆8,631億円 (時価)	+931億円 (簿価)
運用資産残高	19兆8,561億円 (時価)	

② 経過的長期給付積立金

運用利回り	▲8.60% (時価)	+0.48% (簿価)
運用収益額	▲1兆9,409億円 (時価)	+909億円 (簿価)
運用資産残高	20兆4,701億円 (時価)	

③ 退職等年金給付積立金

運用利回り	+0.12% (簿価)
運用収益額	+11億円 (簿価)
運用資産残高	+8,894億円 (簿価)

(注)特に記載のない場合は、収益率(時価)は修正総合収益率³⁾のことをいいます。(以下、同様)

3 修正総合収益率

時価ベースで運用成果を測定する尺度の1つです。実現収益額に資産の時価評価による評価損益増減を加え、時価に基づく収益を把握し、それを元本平均残高に前期末未収収益と前期末評価損益を加えたもので除した時価ベースの比率です。算出が比較的容易なことから、運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標として用いられます。

(計算式)修正総合収益率 = { 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益) } / (元本(簿価)平均残高 + 前期末未収収益 + 前期末評価損益)

◆ 地共済全体の資金運用の状況(詳細)

1. 厚生年金保険給付積立金の運用状況

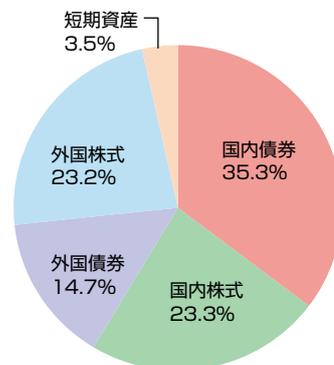
(1) 資産の構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響などにより、国内債券が32.0%から35.3%に上昇、国内株式が25.4%から23.3%に低下、外国債券が13.6%から14.7%に上昇、外国株式が24.4%から23.2%に低下、短期資産が4.5%から3.5%に低下となりました。

(単位:%)

第3四半期末 運用資産別の構成割合

	平成29年度 年度末	平成30年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	34.3	34.1	32.0	35.3
国内株式	25.2	25.3	25.4	23.3
外国債券	13.6	14.0	13.6	14.7
外国株式	21.4	23.8	24.4	23.2
短期資産	5.5	2.8	4.5	3.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0



- (注1) 基本ポートフォリオは、国内債券35%(±15%)、国内株式25%(±14%)、外国債券15%(±6%)、外国株式25%(±12%)です(括弧内は、許容乖離幅)。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4) オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は0.3%(上限5%)です。
 (注5) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

収益率(時価)は、内外株式市場の下落等により▲8.49%となりました。

資産別の収益率(時価)については、国内債券は1.08%、国内株式は▲17.84%、外国債券は▲2.50%、外国株式は▲15.76%となりました。

(3) 運用収益の額

総合収益額(時価)は、▲1兆8,631億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券は760億円、国内株式は▲1兆68億円、外国債券は▲753億円、外国株式は▲8,570億円となりました。

(4) 資産の額

運用資産額(時価)は、19兆8,561億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度 年度末			平成30年度								
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	70,482	73,161	2,680	68,692	71,381	2,689	68,698	70,659	1,961	67,542	70,116	2,574
国内株式	41,852	53,724	11,872	41,541	53,062	11,521	41,829	56,174	14,345	42,477	46,213	3,736
外国債券	29,511	29,075	▲436	29,425	29,308	▲117	29,822	30,012	190	29,979	29,259	▲720
外国株式	33,510	45,811	12,301	35,715	49,930	14,215	36,751	53,967	17,215	37,781	45,988	8,207
短期資産	11,806	11,806	▲0	5,953	5,953	▲0	10,020	10,020	0	6,986	6,986	▲0
合計	187,161	213,577	26,416	181,326	209,633	28,307	187,121	220,832	33,711	184,764	198,561	13,797

- (注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

2. 経過的長期給付積立金の運用状況

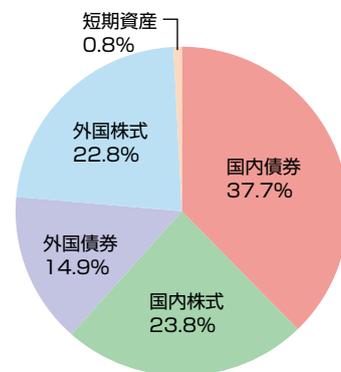
(1) 資産の構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響などにより、国内債券が34.8%から37.7%に上昇、国内株式が26.5%から23.8%に低下、外国債券が13.8%から14.9%に上昇、外国株式が24.1%から22.8%に低下、短期資産は0.8%で横ばいとなりました。

(単位:%)

	平成29年度 年度末	平成30年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	38.0	36.6	34.8	37.7
国内株式	26.3	25.7	26.5	23.8
外国債券	13.3	13.7	13.8	14.9
外国株式	21.4	23.1	24.1	22.8
短期資産	1.0	0.9	0.8	0.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1)基本ポートフォリオは、国内債券35%(±15%)、国内株式25%(±14%)、外国債券15%(±6%)、外国株式25%(±12%)です(括弧内は、許容乖離幅)。
 (注2)上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3)各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4)不動産・貸付金等については、国内債券に含めています。
 (注5)上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

収益率(時価)は、内外株式市場の下落等により▲8.60%となりました。

資産別の収益率(時価)は、国内債券は0.89%、国内株式は▲17.79%、外国債券は▲2.49%、外国株式は▲15.78%となりました。

(3) 運用収益の額

総合収益額(時価)は、▲1兆9,409億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)は、国内債券は693億円、国内株式は▲1兆652億円、外国債券は▲780億円、外国株式は▲8,670億円となりました。

(4) 資産の額

運用資産額(時価)は、20兆4,701億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度 年度末			平成30年度								
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	79,124	82,767	3,643	76,779	80,370	3,591	75,707	78,514	2,807	73,838	77,217	3,379
国内株式	44,136	57,197	13,061	43,772	56,472	12,700	44,061	59,768	15,707	44,350	48,773	4,423
外国債券	29,270	28,984	▲286	29,956	29,978	23	30,896	31,230	334	31,011	30,400	▲611
外国株式	33,667	46,719	13,052	35,779	50,769	14,990	36,283	54,355	18,071	37,590	46,658	9,069
短期資産	2,221	2,221	0	1,866	1,866	0	1,871	1,871	0	1,653	1,653	▲0
合計	188,419	217,888	29,469	188,150	219,454	31,304	188,819	225,738	36,919	188,441	204,701	16,259

(注1)上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2)各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注3)不動産・貸付金等については、国内債券に含めています。
 (注4)上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3. 退職等年金給付積立金の運用状況

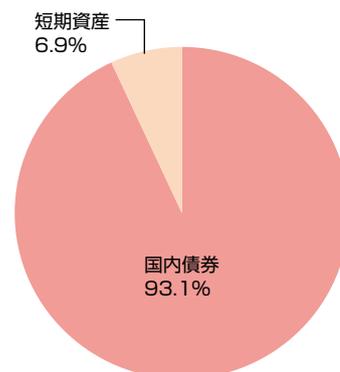
(1) 資産の構成割合

資産構成割合は以下のとおりです。

(単位:%)

	平成29年度 年度末	平成30年度		
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末
国内債券	95.8	92.6	95.3	93.1
短期資産	4.2	7.4	4.7	6.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオは、国内債券100%です。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4) 貸付金等については、国内債券に含めています。
 (注5) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.12%となりました。

(注) 退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。(以下、同様)

(3) 運用収益の額

実現収益額(簿価)は、11億円となりました。

(4) 資産の額

運用資産額(簿価)は、8,894億円となりました。

(単位:億円)

	平成29年度 年度末			平成30年度								
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	6,581	6,602	20	6,929	6,976	47	7,767	7,721	▲46	8,278	8,368	90
短期資産	290	290	0	553	553	0	387	387	0	617	617	0
合計	6,872	6,892	20	7,483	7,529	47	8,154	8,108	▲46	8,894	8,985	90

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。
 (注3) 各ファンドで保有する短期資産は、原則として該当する資産区分に計上しています。
 (注4) 貸付金等については、国内債券に含めています。
 (注5) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

年金払い退職給付に係る財政状況 (平成29年度末)及び 財政再計算結果について

【年金業務部数理課】

I. 財政検証について

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、平成29年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約109億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

主要項目

年金払い退職給付に係る財政状況(平成29年度末)及び財政再計算結果について

1 平成29年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	9,464	2,583	6,881
積立金(簿価ベース)	B	9,573	2,701	6,872
剰余または不足	C=(B-A)	+109	+119	△10

(注)「+」は剰余を、「△」は不足を表しています。

「積立基準額」は平成29年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が約2,583億円、地共済が約6,881億円、合計で約9,464億円となっています。一方、実際の「積立金」は簿価ベースで国共済が約2,701億円、地共済は約6,872億円、合計で約9,573億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が約119億円の剰余、地共済が約10億円の不足、合計で約109億円の剰余となりました。

なお、現在、地共済で計上されている不足については、将来、制度が成熟することにより発生する剰余等により解消される見通しとなっています。

2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を拠出することとされています。

平成29年度末においては、国共済が約119億円の「剰余」、地共済が約10億円の「不足」の状態であったため、平成31年度中に、国共済から地共済へ、平成29年度分の精算額として、地共済の不足額 約10億円の5分の1の約2億円が拠出される予定です。

II. 財政再計算について

当連合会では、平成31年4月から適用される年金払い退職給付制度に係る保険料率を算定するための財政再計算を実施しました。

その結果、年金払い退職給付に係る保険料率は1.5%（このうち組合員負担分は0.75%）となり、現行の率と変わらないこととなりました。

なお、詳細については、以下のとおりとなっています。

1 財政再計算結果

年金払い退職給付制度では、少なくとも5年に一度、財政再計算を実施することとされています。

また、平成27年10月に年金払い退職給付制度が導入されてから初めての財政再計算は、平成30年度までに実施することになっており、今回がこれに該当します。

今回の財政再計算では、平成31年4月から適用される保険料率の算定を行いました。

年金払い退職給付制度の財政方式は、財政再計算においては、将来の年金給付費等の現価^(注1)から積立金を控除した額を今後の保険料で負担する方式となっています。

したがって、将来の年金給付等の現価から積立金を控除した額が、保険料収入の現価と一致するように保険料率を決定することになりますので、保険料率は、

$$\text{保険料率} = (\text{将来の年金給付費等の現価} - \text{積立金}) \div \text{標準報酬等の現価}$$

という計算式により求められます。

この計算式に基づき、保険料率を計算した結果、次のとおりとなりました。

(注1) 現価とは、年金給付費等や保険料収入などを、将来に向けて想定される予定利率を使用して割引計算を行い、現在価値に換算したものです。

《保険料率の計算結果》

(単位: 億円)

区分		金額 ^(注2) 及び率
将来の年金給付費等の現価	A	73,776
積立金	B	9,573
標準報酬等の現価	C	4,287,502
保険料率 ^(注3)	$D = (A - B) \div C$	1.50%
掛金率	$E = D \div 2$	0.75% <u>現行の率と同じ</u>

(注2) 年金払い退職給付に係る財政再計算は、国共済と地共済を合計した額で実施します。したがって、この金額は両共済を合計した額となっています。

(注3) Dの保険料率は、地方公務員等共済組合法運用方針の規定により、%単位で小数点以下第2位未満の端数を切り上げた結果となっています。

2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

前記I.2で説明したとおり、年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっていますが、拠出する年度の年度末の積立基準額及び積立金により額が決定されるため、概算払いを実施し、翌々年度において精算を実施することとなっています。

このうち、概算額(概算財政調整拠出金)については、総務省通知により財政再計算を行う場合において、5年間分(今回は平成31年度から平成35年度まで)の金額を財政再計算の結果を使用して計算することとなっています。

具体的には、財政再計算結果に基づく保険料率等を用いて計算した積立基準額が、国共済が約2,585億円、地共済が約6,879億円となり、積立金の額からこの積立基準額を差し引いた結果、国共済が約117億円の「剰余」、地共済が約8億円の「不足」となりました。

このため、国共済から地共済へ、地共済の不足額 約8億円の5分の1の約2億円が、平成31年度から平成35年度までの間、概算財政調整拠出金として毎年拠出される予定です。

《平成31年度から平成35年度までの概算財政調整拠出金》

(単位:億円)

区分		国共済	地共済
積立基準額【財政再計算終了後】	A	2,585	6,879
積立金(簿価ベース)	B	2,701	6,872
剰余または不足	C=(B-A)	+ 117	△ 8
C÷5(不足のみ)	D	-	△ 2
1年あたり概算財政調整拠出金		2の拠出	2の受入れ

(注1)積立基準額は、財政調整拠出金の精算額(前記I.2)の2億円を考慮している等の理由により、前記I.の財政検証時と異なります。

(注2)「+」は剰余を、「△」は不足を表しています。

《平成31年度の金額》

前述のとおり、平成31年度から平成35年度までの概算財政調整拠出金は、1年あたり約2億円を国共済から地共済へ拠出することとなります。

そのため、平成31年度においては、前記I.2の精算額と合算して、国共済から地共済へ約3億円^(注)が拠出される予定です。

(注)端数の関係で合計は一致していません。

平成31年度における地方公務員 共済組合の事業運営について

【総務省自治行政局公務員部福利課】

ご紹介

平成31年度における地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の事業運営については、総務省から「平成31年度における地方公務員共済組合の事業運営について」(平成31年1月30日付け総行福第9号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)が示されたところです。

この通知は、共済組合の事業運営に関する一般的事項、短期給付に関する事項、長期給付に関する事項、保健事業に関する事項等から構成されております。

以下その内容を掲載します。

平成31年度における貴組合の事業運営については、別紙記載事項に留意の上、適正に執行されるようお願いいたします。

第1 事業運営に関する一般的事項

1 (1) 地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化及び職員の適正配置等により組織の簡素化を図り、かつ、その組織の規模及び構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うこと。また、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。

(2) 国においては「国の行政機関の機構・定員に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、新規増員は特に必要と認められる場合に限るなど、行政機関の機構及び定員を厳格に管理していること及び地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(平成30年11月6日総行給第57号、総行女第18号総務副大臣通知)に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいることにかんがみ、共済組合においては、原則として、職員(常時勤務に服することを要する正規職員に限る。)の増員は行わないこと、欠員を生じている場合においても不補充に努めること、引き続き徹底した業務の見直しや効率化に取り組み、可能な限り純減を図ること等により、計画的に適正な定員管理の推進に取り組むこと。

2 (1) 職員の給与及び諸手当(退職手当を含む。)については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表に定める行政職俸給表(二)に相当する給料表を適用すること。

(2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員法(昭和22年法律第120号)若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)等の各種公務員関係法令又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の各種労働関係法令を遵守の上、国家公務員の勤務条件の取扱い又は共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。

3 (1) 平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)においては、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずることとされている。共済組合においても当該法律を遵守の上、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に資するように、より一層の事務の改善等に努めること。

(2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)において、事業主は、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むこととされていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(3) 「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においては、男性の育児休業取得率について、平成32年度末までに、地方公務員における割合を13%と、民間企業における割合を13%とする目標の達成が求められており、女性の登用については、平成32年度末までに、都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合を

30%(35%)と、都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合を15%(20%)と、民間企業の係長(課長)相当職に占める女性の割合を25%(15%)とする目標の達成が求められていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(4) 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定)の工程表において、国全体として、平成32年に、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上とする目標が設定されていることにかんがみ、国におけるテレワークの取組及び共済組合を組織する地方公共団体におけるテレワークの取組を勘案し、共済組合においては、このことを踏まえ、業務に支障の無い範囲でテレワークの実施に努めること。

(5) 国においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)の改正により、平成28年4月1日から全ての職員を対象にフレックスタイム制が導入されており、地方公共団体については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(平成27年12月4日総行給第108号、総行公第102号総務副大臣通知)により、フレックスタイム制については、国における取組を踏まえ、各地方公共団体の実情に即し、適切に取り組むよう要請されていることから、共済組合においては、国における取組又は共済組合を組織する地方公共団体の取組を勘案し、フレックスタイム制の導入に取り組むよう努めること。

(6) 地方公共団体においては、「平成30年度の「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の実施について」(平成30年4月27日総行公第49号総務省自治行政局公務員部長通知)に基づき、地域の実情に即し、「ゆう活」の実施に取り組むことが求められており、民間企業に対しても、「ゆう活」の普及に係る周知啓発が行われていることにかんがみ、共済組合においては、「ゆう活」の実施ができるよう検討すること。

4 平成28年度から、地方公共団体において人事評価制度が本格的に実施されていることを踏まえ、共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、公正かつ客観的な人事評価制度に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勘案し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進するなど、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、事務用品経費及びシステム開発等経費の削減、ICT化によるペーパーレス化、タクシー・ハイヤーの利用の在

り方、出張旅費の削減、会議等の在り方については、次のことに留意すること。

- ① 事務用品及びシステム開発等については、地方公務員等共済組合法等関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。
- ② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用とペーパーレス化の効果の関係を十分検討すること。
- ③ タクシー・ハイヤーについては、
 - ア 手荷物等の運搬の場合
 - イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
 - ウ 通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合
 - エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合
 - オ 健康管理上特に必要性が認められた場合等に利用すること。

また、帳簿等を備え、利用の都度、利用日時、目的地、利用目的、利用者名等の利用状況を記録し、利用者から領収書等を提出させ、管理すること。

- ④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

また、出張旅費については、

- ア 行程等に支障のない限り、バック商品(運賃・宿泊代がセットになったもの)、割引航空券(普通航空券及び往復割引航空券を除く。)の利用を行い、利用後の航空券の半券、バック商品の領収書等を提出させ、管理
- イ 日当については、全行程で公用車等を利用するなど日当で賄うこととされている交通費実費が伴わない方法による出張の場合又は午前のみ若しくは午後のみのお出張など昼食を要しないことが明らか場合は、日当の本来支給額の2分の1を支給すること。

- ⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

(2) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)において、職場において、LED照明への置換え、低炭素製品への買換え及びクールビズ、ウォームビズ等の低炭素なライフスタイル・ワークスタイルの選択の取組が求められていることを踏まえ、共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

- 6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転、セクシュアル・ハラスメント及び個人情報漏洩等不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の肅正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持には、一層の徹底を図ること。

(2) 資金を扱う業務(年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等)については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用の両面からの事故防止対策を図ること。

7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、いやしくも社会的批判を招くことのないよう、法令の規定を遵守することはもとより、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保すること。また、経費の執行については、その必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いに準じて、疑念を招くことのないように適切なものとする。その際、契約や経費支出に関する諸規程に必要な改善を加える等適正な対応を図ること。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

8 (1) 組合員の個人情報については、共済組合において策定した個人情報の保護に関する規程に基づき、個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修等を通じて担当職員の育成を行うことにより、引き続き個人情報の適正な管理を確保すること。

なお、共済組合において策定した個人情報の保護に関する規程については、平成29年5月30日に施行された「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで)の内容を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

(2) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日内閣サイバーセキュリティセンター決定)を踏まえた対策を講ずること。

また、その他共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成27年3月27日総務省地域情報政策室公表)等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

(3) Twitter及びFacebook等のいわゆるSNSを利用するに当たっては、地方公務員法第33条、第34条及び第36条等の規定を遵守し、上記(2)掲載のガイドライン、総務省公式SNS(Twitter及びFacebook)運用方針(平成25年6月11日総務省政策評価広報課広報室公表)及び「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」(平成25年6月28日総務省人事・恩給局参事官室公表)等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又

は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)に基づき業務継続計画の策定が求められていること及び地方公共団体においては、「地方公共団体における業務継続計画の策定について」(平成28年10月28日消防防災第144号消防庁国民保護・防災部防災課長通知)に基づき業務継続計画の策定が求められていることにかんがみ、共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条の規定に基づき策定された防災基本計画(平成30年6月29日中央防災会議決定)において、国等が住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たっては、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないか等について確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を行うことに留意すること。

11 組合員及びその被扶養者並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての認識及び理解を深めるよう積極的に広報活動を行い、その周知徹底に努めるとともに、相談業務の充実強化を図ること。

特に、平成30年度には、「年金払い退職給付」制度において初めての財政再計算が行われ、平成31年度には、被用者年金制度の一元化後初めての財政検証が行われる予定となっていることから、これらの結果について組合員等への丁寧な周知に努めること。

12 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度の内容に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。

13 地方公共団体においては、生涯生活設計及び健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力

しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体等の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、共済組合がライフプラン関連施策の推進を図る場合には、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の諸事業との協力及び連携に十分留意すること。なお、平成29年1月から、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できることになった点にも留意すること。

- 14 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、平成28年1月から順次個人番号の利用が開始されたことから、個人番号を含む特定個人情報の取扱いに留意すること。

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携は、平成29年7月18日からの試行運用期間を経て、同年11月13日から本格運用が開始されている。共済組合においては、医療の分野に関しては、平成30年10月9日から本格運用が開始されており、年金の分野に関しては、共済組合から地方公共団体に対する情報照会を平成31年4月以降、情報提供を同年6月以降行うことが可能となるよう準備を進めているところであり、情報照会・提供機関として、円滑な情報連携の開始に当たり、遺漏のないよう細心の注意をもって準備を進めること。

- 15 平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)に基づき、平成32年4月1日から一般職の会計年度任用職員制度が創設されることとなったところである。

地方公務員等共済組合法については、任用が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものは「職員」に含まれるものとして適用があるものであり、これらの要件に該当する者については、当該要件に該当するに至った日以後、これらの法令等が適用されることとなる(地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第2条第5号等)。

これらの法令等の適用については、会計年度任用職員であっても変わることはなく、当該要件に該当する会計年度任用職員について、引き続きこれらの法令等を適切に適用していくことが必要であることに留意すること。

また、改正後の地方公務員法第22条の3第1項又は第4項に基づく臨時的任用職員については、「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられ、地方公務員等共済組合法第2条第1号に規定する「職員」となることから、任用の日からこれらの法令等が適用されることに留意すること。

- 16 天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)に基づく皇位の継承に伴って、平成31年5月1日に改元が行われ、新元号については、国民生活への影響を最小限に抑える観点から、改元に先立ち、4月1日に公表される予定であるので、改元に伴う情報システム改修等への対応に万全を期すこと。

第2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増高等の短期給付事業を取り巻く状況を十分把握の上、健全な事業運営が確保できるよう努めること。
- 2 短期給付財政については、共済組合全体として年々厳しくなっており、財政状況が窮迫している共済組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画(データヘルス計画)に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、総合的な医療費の適正化対策を積極的に実施すること。
- 3 ジェネリック医薬品については「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、2020年(平成32年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討すると定められていることを踏まえ、当該目標値の達成に向けて、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用割合を高めるための取組の実施に一層努めること。
併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等の医療費増嵩対策についても引き続き積極的に実施すること。
- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること。

特に、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金等の基礎控除額については、国家公務員共済組合及び健康保険組合における基礎控除額との均衡を勘案し、高額療養費算定における上位所得者区分に倣った所得区分を新たに設け、当該区分の基礎控除額は5万円(合算高額療養費附加金は10万円)とすること。

- 5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に係る取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号保険局長通知)及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」(平成25年4月24日保発0424第3号保険局長通知)等により示されているところである。

柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を要していないことから、共済組合において総括票の添付を求めようとする場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないように適切に行うこと。

- 6 東日本大震災の被災組合員等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)その他の措置により、一部負担金の支払の免除措置等が講じられてきたところであり、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。

第3 長期給付に関する事項

主要項目

平成31年度における 地方公務員共済組合の 事業運営について

- 1 長期給付については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第97号)が平成27年10月に施行され、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続きについて、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処すること。
- 2 年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図り、組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬(給与)記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理については遺漏のないよう努めること。
- 3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜にも一層配慮すること。
また、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討するなどその管理体制及び運用の両面から適正を期するとともに、受給権者の生存の事実などその現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。
- 4 年金の支給事務に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。
- 5 組合員及び年金待機者の利便の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、地共済年金情報Webサイトを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。
- 6 組合員期間及び標準報酬(給与)情報等の年金個人情報の取扱いについては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)その他関係法令を遵守することはもとより、情報漏洩対策を講じるほか、地方公共団体情報システム機構が作成するチェックリストを活用すること。
- 7 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定請求書のターンアラウンド方式化など年金受給者等に提出を求める書類については、法令の規定の範囲内で提出する者の便宜に十分配慮したものとすることや、給付の決定内容の通知及び振込金融機関の取扱いについては、できる限り受給者の便宜に配慮すること。
- 8 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第一号)第164条の9又は第164条の10の規定に基づき、組合員等に対して発出した通知が当該組合員等の住所不明等の理由により返送された場合は、できる限りの手段を講じ、当該組合員等に通知が届くよう努めること。
- 9 「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月3日総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号)及び共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。
また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格付けを確認する等運用対象商品の特性等に留意しつつ、常に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情報を迅速に分析し、的確な判断を行う等により、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めること。

第4 保健事業に関する事項

1 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんがみ、組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談及び健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行うこととし、事業の実施に当たっては、データヘルスの観点から健康・医療情報を活用した組合員の健康課題の分析や評価等を行い、事業が効果的かつ効率的に実施されるよう計画を策定し、PDCAサイクルに沿った事業実施に努めること。

また、人間ドック、ガン検診及び生活習慣病検診等疾病予防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健診等」という。)の実施と併せて、地方公共団体における厚生事業と共同で実施する等その充実に努めること。

なお、特定健診等の実施に当たっては、「特定健康診査・特定保健指導の実施状況の公表方法等について」(平成30年8月22日事務連絡)において、保険者機能の責任を明確にする観点から、厚生労働省が、全保険者の特定健康診査等の実施率を毎年公表することを予定しており、まずは平成29年度実施分から平成31年3月に公表されることに留意すること。

また、地方公共団体が事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公共団体に対して適正な費用負担を求めること。

2 保健事業については、平成29年10月18日に開催された「第30回保険者による健診・保健指導等に関する検討会」等において、保険者の努力を促すためのインセンティブを強化する制度の導入が決定されたことを踏まえ、短期給付財政の安定化・健全化という観点からも、特定健診等の実施率の向上等、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努めること。

また、過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)において、国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者及びその親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保等、過労死のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対処を行うものとされていることを踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘルス相談など、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。

3 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿泊では助成券を利用することができない等助成券の利用範囲等について組合員に十分周知すること。

また、組合員のうち、特定の者への利用に偏ることがないよう助成の在り方について十分留意するとともに、組合員等に対する交付手続及び組合員等以外の者による不正利用を防ぐための交付手続の厳格化、契約施設での組合員証の確認の徹底その他の方策を検討、実施の上、事業の適切な実施の確保に努めること。

第5 宿泊事業(保健事業として実施しているものを含む。)に関する事項

- 1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」(平成27年2月12日厚生労働省告示第23号)を踏まえ、旅館業法(昭和23年法律第138号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、消防法(昭和23年法律第186号)等の関係法令の規定を遵守すること。
- 2 宿泊施設の運営については、経営状況及び組合員のニーズを踏まえ、利用率、必要性及び立地条件等を勘案するとともに、経営実績、需要の動向及び経営環境の変化等の的確な分析に基づいて適切な経営計画を定め、業務の委託等、この計画に基づき事業の合理化及び効率化等を推進すること。
- 3 宿泊施設は、組合員の福祉を増進することを目的として設けられ、その利用については、本来、組合員を中心とすべきものであることから、組合員等に対する積極的なPRはもとより、その利用に対して便宜を図ること等により効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的な料金設定及び職員研修の充実によるサービスの一層の向上により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。
- 4 宿泊施設の運営に当たっては、利用率の向上に資する対策及び利用料金の見直しなどによる収入の増加を図る一方、人件費及び委託費の在り方などを見直すことにより経費を削減し、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保に努めること。
- 5 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。
 - (1) 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性及び透明性等が十分に確保される方法によること。
 - (2) 委託によりサービスの向上やコストの削減といった成果を得られているかについて、委託先から事業報告書及び決算書等を提出させ、十分にチェックすること。
 - (3) 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行った上で、適宜見直しを行うこと。
 - (4) 委託先の経営状況についても定期的に報告を求めるなど、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。
- 6 施設の経営の実態を的確に把握し、経営が困難な施設については、専門的な機関に委託して診断を実施する等その原因の分析及び経営見通しの検討を行い、施設の存廃又は抜本的な経営改善対策について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。

この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理すること。
- 7 新たな施設の建設又は増築は、原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては、民間施設の利用を基本とすること。

仮に、施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないように配慮した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てて行うこと。

主要項目

平成31年度における地方公務員共済組合の事業運営について

第6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲内にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、(1)複雑な条件が附されてい

る、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされる等リスクの高いものを資産に組み入れないこと、(2)これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意の上対応するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

第7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。
- 2 貸付けの実施については、借入申込時にその内容及び借受人の償還能力等について所属所長及び共済組合が十分調査する等貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図り、貸倒れ事故防止のため、より一層の措置を講ずるとともに、未償還元利金の回収に努めること。
- 3 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会公表)に係る取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」(平成28年12月8日付け総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであるが、今後、災害救助法(昭和22年法律第118

号)の適用を受けた自然災害は、同ガイドラインの対象となるため、その点に留意の上、遺漏のないよう対応すること。

なお、東日本大震災の影響による債務の整理について定められた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会公表)に係る取扱いについては、「個人債務者の私的整理に関するガイドラインについて」(平成25年1月21日付け総行福第10号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。

- 4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置の実施や自然災害により住宅に被害を受けた組合員に対する貸付利率の引き下げ等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供する等、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

第8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によるのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。
- 2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの

現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。

- 3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

第9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

- 1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するため、経理ごとに、あらかじめ、年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。
- 2 制度改正及び年金受給者の増加に伴い、事務費の増高が引き続き見込まれている一方で、地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることから、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。
- 3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。

(1) 職員給与等

職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれか少ない方で積算すること。

併せて、退職給与引当金については、平成30年度末において計上すべき退職給与引当金の額から平成29年度末の退職給与引当金を控除した額(当該額の計上が困難な場合は、給料年額の12分の2以上の額)を計上すること。

(2) 厚生費

健康診断に要する費用のみを計上すること。

(3) 事務費

事務費については、原則前年度の予算額を超えることのないよう見直しを行い、必要最小限の額を計上すること。

(4) 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえて、所要の経費を計上すること。

平成31年度の年金額改定について

～年金額は昨年度から0.1%のプラス改定です～

【厚生労働省年金局年金課】

総務省から、本日(1月18日)、「平成30年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。これを踏まえ、平成31年度の年金額は、法律の規定により、平成30年度から0.1%プラスで改定されます。

《平成31年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例》

	平成30年度(月額)	平成31年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	64,941円	65,008円 (+67円)
厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	221,277円	221,504円 (+227円)

※ 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

年金額の改定ルール

年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

平成31年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率(1.0%)が名目手取り賃金変動率(0.6%)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(0.6%)を用います。

さらに平成31年度は、名目手取り賃金変動率(0.6%)にマクロ経済スライドによる平成31年度のスライド調整率(▲0.2%)と平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)が乗じられることになり、改定率は0.1%となります。

■ 参考：平成31年度の参考指標

- ・物価変動率 ……1.0%
- ・名目手取り賃金変動率*1 ……0.6%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率*2 …▲0.2%
- ・前年度までのマクロ経済スライドの未調整分*3 …▲0.3%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率(▲0.2%)を乗じたものです。

◆ 名目手取り賃金変動率(0.6%)

$$= \text{物価変動率}(1.0\%) \times \text{実質賃金変動率}(\blacktriangle 0.2\%) \times \text{可処分所得割合変化率}(\blacktriangle 0.2\%)$$

(平成30年の値) (平成27～29年度の平均) (平成28年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。この仕組みは、平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.2%)

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率}(0.1\%) \times \text{平均余命の伸び率}(\blacktriangle 0.3\%)$$

(平成27～29年度の平均) (定率)

※3 「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。この仕組みは、平成28年の年金制度改革において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の給付水準を確保することにつながります。

◆ マクロ経済スライドの未調整分の累計(▲0.3%)

国民年金保険料について

国民年金の保険料は、平成16年の制度改革により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度価格水準で16,900円)に達し、引上げが完了しました。その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、平成31年度分より、平成16年度価格水準で、保険料が月額100円引き上がります。

実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下のとおりとなります。

	平成31年度	平成32年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度価格水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,410円 (+70円) ※平成30年度は16,340円	16,540円 (+130円)

在職老齢年金について

平成31年度の在職老齢年金に関して、60歳前半(60歳~64歳)の支給停止調整変更額と、60歳後半(65歳~69歳)と70歳以降の支給停止調整額については、法律に基づき以下のとおり47万円に改定されます。なお、60歳前半の支給停止調整開始額(28万円)については変更ありません。

	平成30年度	平成31年度
60歳前半(60歳~64歳)の 支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳前半(60歳~64歳)の 支給停止調整変更額	46万円	47万円
60歳後半(65歳~69歳)と 70歳以降の支給停止調整額	46万円	47万円

参考：現行の仕組み

60歳前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第11条に規定されており、平成31年度の場合でいうと、賃金(賞与込み月収。以下同じ)と年金の合計額が、支給停止調整開始額(28万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額(47万円)を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。

60歳後半と70歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第46条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額(47万円)を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止します。

支給停止調整開始額(28万円)は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整(変更)額(47万円)については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などについては、平成30年の物価変動率(+1.0%)に基づき、1.0%の引上げとなります。

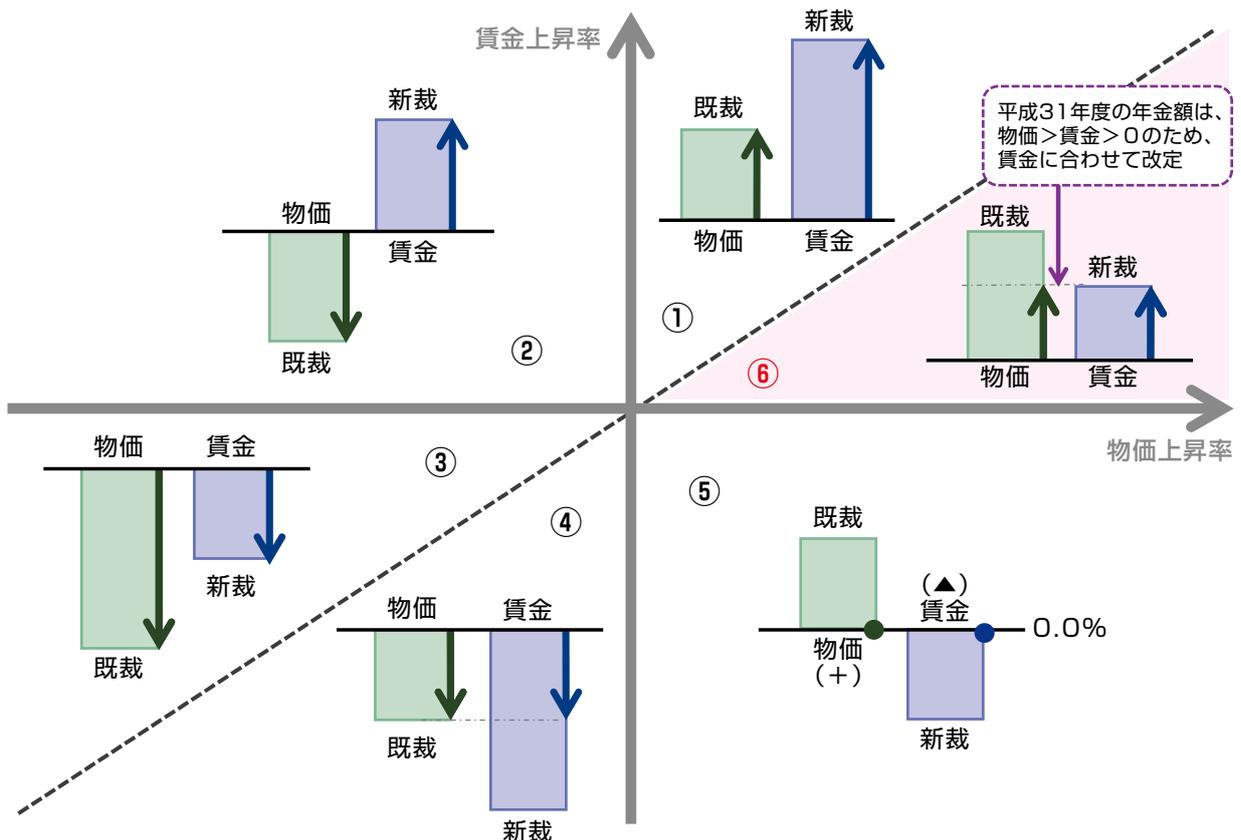
			平成30年度 (月額)		平成31年度 (月額)	
①	母子家庭・ 父子家庭 などに対する 給付	児童扶養手当 (いずれも全部 支給の場合)	(第1子) 42,500円 (第2子) 10,040円 (第3子以降) 6,020円	(第1子) 42,910円 (第2子) 10,140円 (第3子以降) 6,080円	(+410円) (+100円) (+60円)	
②	障害者などに 対する給付 ^{※1}	特別障害 給付金	(1級) 51,650円 (2級) 41,320円	(1級) 52,150円 (2級) 41,720円	(+500円) (+400円)	
		特別児童 扶養手当	(1級) 51,700円 (2級) 34,430円	(1級) 52,200円 (2級) 34,770円	(+500円) (+340円)	
		特別障害者手当	26,940円	27,200円	(+260円)	
		障害児福祉手当	14,650円	14,790円	(+140円)	
③	原子爆弾被爆者 に対する給付 ^{※2}	健康管理手当	34,430円	34,770円	(+340円)	

※1 この他、経過的福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

【参考資料】

年金額の改定（スライド）のルール



厚生年金制度等の日誌

厚生年金制度に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
H30.12.28	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務省・文部科学省令第4号)
H31.2.15	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令(政令第25号)
H31.2.15	社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第14号)

公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
H31.1.30	社会保障審議会年金部会(第7回)

業務等の状況

会議開催状況

2月14日 第126回役員会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 内容 平成31年度事業計画及び予算の大綱(案)について、事務局から説明を行い、2月19日の第128回運営審議会に提出する旨決定されました。

2月19日 第128回運営審議会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 内容 平成31年度事業計画及び予算の大綱(案)について、事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。

会議開催予定

3月6日 平成30年度 年金制度説明会

- 場所 東京グリーンパレス
- 内容 各共済組合の年金担当者を対象にした年金制度等に関する説明会

3月19日 第127回役員会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 内容 平成31年度事業計画及び予算(案)について

3月27日 第129回運営審議会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 内容 平成31年度事業計画及び予算(案)について

人事異動

各共済組合

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

宿泊

施設の
紹介

地方職員共済組合
兵庫県支部

瑞宝園



ゆとりとやすらぎ、笑顔でもてなす公共の宿



ロビー



客室



朝食ハイキング



露天風呂



春のお得プラン「瑞宝コース」のイメージ

期間限定!!

春の桜会席プラン

お一人様1泊2食 **16,800円** [税・サ込み]

期間:平成31年 3月16日~4月15日
(ただし、4月9日・10日を除く)

- ★ご利用の1週間前までにご予約願います。
- ★ご予約の際は「春の桜会席」とお申し付けください。
- ★夕食はレストラン又は宴会場、朝食はレストランで用意いたします。
- ★小学生・幼児にはお子様会席、お子様ランチをご用意できます。

平日がお得

春のお得プラン

神戸牛しゃぶしゃぶ付 瑞宝コース お一人様 17,600円	料理長自慢の 太閤コース お一人様 15,200円	リーズナブルな 六甲コース お一人様 12,800円
---	---	--

期間:平成31年 3月21日~4月26日の
日曜日~金曜日 (ただし、4月9日・10日を除く)

- ★料金は、いずれも大人1泊2食税・サ込みです。
- ★お子様料金は、電話でお問い合わせください。
- ★ご予約の際は「春のお得プラン〇〇コース」とお申し付けください。

*和室を2名様・ツイン・シングルでのご利用の場合は、お一人様500円アップになります。
 *特別室(和洋室)を4名様でのご利用の場合は、お一人様2,500円アップ、5名様以上でのご利用の場合は、お一人様1,500円アップになります。
 *「春の桜会席プラン」の場合、休前日(土曜日、3月20日)は、上記よりお一人様1,200円アップになります。
 *朝食は、バイキングでのご提供になります。 *瑞宝園ポイントカードでの、平日限定1ドリンクサービスはご利用いただけません。

Access

地方職員共済組合 有馬保養所 **瑞宝園**

〒651-1401 兵庫県神戸市北区有馬町1751

HP <http://www.zuihouen.net/>

TEL **078-903-3800** FAX **078-903-3399**

交通のご案内

- ◆ 電車・三宮より 市営地下鉄・北神急行(谷上経由)~神戸電鉄...約30分
・大阪より JR・阪急・阪神(三宮)~市営地下鉄・北神急行...約60分
・大阪より JR宝塚線・神戸電鉄(三田経由)~神戸電鉄(有馬口経由)...約75分
- ◆ 車 ・阪神高速北神戸線 有馬口ICより約10分/西宮山口南ICより約10分
・中国自動車道 西宮北ICより約15分

有馬温泉の 主な観光スポット

1 金の湯



泉質
〔浴用〕金泉(含鉄-ナトリウム-塩化物強塩高温泉)
(無色、透明(ただし、湧出直後に茶褐色に濁る)、
無臭、強い塩味、苦味、金気を有する)

効能
〔適応症〕
神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節
のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、
冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進
〔泉質別適応症〕切り傷、やけど、慢性皮膚病、虚弱
児童、慢性婦人病、月経障害
〔飲用の適応症〕慢性消化器病、慢性便秘、貧血

2 銀の湯



泉質
〔浴用〕炭酸泉、ラジウム泉
(炭酸泉／単純二酸化炭素冷鉱泉ラジウム泉／
単純放射能温泉)

効能
〔適応症〕
神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節
のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、
冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進、※高
血圧症、※動脈硬化症、痛風、慢性胆嚢炎、胆石
症、慢性皮膚病、慢性婦人病、切り傷、やけど
※印は42℃以下での浴用の適応症

3 瑞宝寺公園



関西屈指の紅葉の名所です。
太閤秀吉が「いくら見ても飽きない」と誉め称え
たことから、「日暮らしの庭」とも呼ばれています。
園内には、太閤秀吉愛用の石の碁盤があります。
毎年11月には有馬大茶会が瑞宝寺公園で行わ
れます。
春には美しい桜が見られます。

4 有馬温泉玩具博物館



グリコのおもちゃデザイナーであった加藤裕三
が「子ども」や「遊び」に関わる仕事をしてきた集
大成として設立されました。
オートマ作家として活躍していた西田明夫が館
長を務め開館した当館は、彼らの亡き後も「見
る・聞く・遊ぶ・作る」の4つをテーマにおもちゃ
をいろんな角度から知ってほしい、世代を超えて
楽しめる遊びの世界を知ってほしい、という思い
でおもちゃを収集・展示しています。

5 切手文化博物館



郵便創業時に発行され現在もっとも貴重なコレ
クションといわれる手彫切手を収蔵。さらに140
年の間に発行された普通切手・記念切手を発行
年代順・系統的に網羅した、本格的な切手の常設
博物館です。
常設展示では、明治4年(1871年)から現代まで
に日本国内で発行された切手、約3,000点を展
示しています。

6 有馬ます池



有馬温泉の「鼓が滝」下流にて、1950年(昭和
25年)に開園。清らかな鼓が滝の流れが、ニジ
マスに適した水温・水質を備えています。
豊かな自然に囲まれ、透明度の高い釣り池では、
大人から子どもまで誰でも簡単に釣りの醍醐味
が楽しめ、園内の「ますの茶屋」ではニジマス
のから揚げ、塩焼きが味わえます。
また、恋愛成就のパワースポットといわれる「鱒
ます恋こい神社」も鎮座しています。

地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>

公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>

警察共済組合 <http://www.keikyo.jp/>

東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

表紙の写真

有馬川沿いの桜（兵庫県神戸市）



この写真は、有馬温泉そばを流れる有馬川沿いの見事な桜の様子です。春は、桜がきれいに咲き誇り、海拔357mのところにありますので、夏は比較的涼しく、たいへん過ごしやすいです。秋には紅葉の美しい時期になり、観光客が多く一年のうちで最もにぎわいます。冬には、雪が積もることもあり寒くなりますが、温泉がより一層楽しめます。四季折々に特徴があって年中楽しめる温泉になっています。

有馬温泉は、環境省の指針により療養泉として指定している9つの主成分（単純性温泉、二酸化炭素泉、炭酸水素塩泉、塩化物泉、硫酸塩泉、含鉄泉、硫黄泉、酸性泉、放射能泉）のうち、硫黄泉と酸性泉を除く7つもの成分が含まれており、世界的にも珍しい多くの成分が混合した温泉です。（有馬温泉観光協会HPより）